

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
「湯の里」通所リハビリテーションセンター 山鹿市新町 1204 番地	医療法人社団木星会	平成15年1月15日

熊本県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年1月29日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡松島町大字合津字志賀間 4114、4122、4151、4153、4154、字下御所河内 4230 の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年1月29日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県本渡市宮地岳町字中田 3809 の1、字志禮ノ迫 3963、字鳶ノ巢 3999 の3、字向田 4028 から 4030 まで、4032、字山ノ神 4088、字要 4112 の1、4130 の1、4130 の2、4132、字高見 4135 の1、4137、字野下 4163 の1、4194、4200 の2、字一井ノ木 4485、4494 の1、4494 の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第79号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年1月29日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
大津あゆみ園短期入所事業所 菊池郡大津町大字室 1818 番地の1	社会福祉法人 秋桜会 菊池郡大津町大字室 1818 番地の1 佐藤 吉晴	平成15年1月22日	43000200008133	知的障害者短期入所